

平成29年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

平成29年 | 2月1日 (金)
午前 10時 開 議

【 再 開 】	
・町民憲章朗唱	
【 会議録署名議員の指名 】	
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 諸般の報告 】	
日程第2 諸般の報告	
・平成29年度定期監査結果の配布	
・例月現金出納検査報告書の配布	
・要望書の配布	
(1) 要望第4号 葛巻町森林組合からの要望書	
・出張報告	
【 行政報告 】	2
日程第3 行政報告	
【 報告第15号上程、報告 】	3
日程第4 報告第16号 平成29年度葛巻町一般会計補正予算 (第3号) の専 決処分の報告について	
【 議案第34号～議案第39号上程、説明、委員会付託 】	4
日程第5 議案第34号 平成29年度葛巻町一般会計補正予算 (第4号)	
日程第6 議案第35号 平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算 (第2号)	
日程第7 議案第36号 平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	
日程第8 議案第37号 葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部 を改正する条例	
日程第9 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
日程第10 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて	

平成29年葛巻町議会12月定例会議 会議録 (第1号)

議事日程告示年月日	平成29年11月22日(水)					
再開年月日	平成29年12月1日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	平成29年12月1日(金) 開議10時00分 散会10時34分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	○	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	4番	柴田勇雄	8番	辰柳敬一		
会議の書記	議会事務局長	服部隆行	議会事務局総務係長	村木晋介		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	健康福祉課長	楢木幸夫
	副町長	觸澤義美	農林環境エネルギー課長	中村輝実
	教育委員長	竹川高行	建設水道課長	中山優彦
	農業委員会長	深澤進	教育委員会事務局教育次長	山下弘司
	代表監査委員	馬渕文雄	病院事務局長	松浦利明
	教育長	中田直雅	農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内勉	総務企画課室長	波紫徳彰
	政策秘書課室長	大久保栄作	総務企画課財政係長	近藤桂太
	住民会計課長	村中英治		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。
ただいまから、平成29年葛巻町議会を再開します。
本日の会議に先立ちまして、葛巻町民憲章の朗唱を行います。
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 (服部隆行君)

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。
葛巻町民憲章
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 (中崎和久君)

ご着席ください。
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。
ただいまから、平成29年葛巻町議会12月定例会議を開きます。
ただいまの出席議員は、9名です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月8日までの8日間とします。
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。
これから、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、柴田勇雄君及び8番、辰柳敬一君を指名します。
次に、日程第2、諸般の報告を行います。
はじめに、平成29年度定期監査の結果及び例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。
次に、要望第4号、葛巻町森林組合からの要望書については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。
次に、出張報告をします。
11月20日から22日まで、地方自治法70周年記念式典及び岩手県町村議会議長会政務調査会研修会並びに議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。
11月25日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、平成29年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

町長（鈴木重男君）

葛巻町議会12月定例会議の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

去る11月20日、東京都千代田区の東京国際フォーラムで開催されました地方自治法施行70周年記念式典におきまして、町が総務大臣表彰を受賞いたしましたことにつきまして、行政報告を申し上げます。

この表彰は、地方自治法施行70周年を記念し、地方自治の伸展及び住民の福祉の増進に努めた団体と個人が対象で、このうち市町村については、自らの創意工夫により優れた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与した自治体に対し、総務大臣より地方自治功労表彰が贈られるものであります。

今回の受賞理由としましては、これまで町が取り組んできた第三セクターを活かした産業振興や交流人口の拡大、未利用資源の有効活用による新エネルギーの導入など、町の持つ多面的な機能と資源を最大限に活用しながら、山村にしかできないまちづくりのほか、現在取り組んでいる地方創生や少子高齢化、人口減少対策など、優良でユニークな施策、事業に挑戦し続けていることが高く評価されたものであります。

今回の表彰は、県内では当町のほか紫波町も受賞しており、現行の表彰基準に改められた平成9年の50周年記念表彰以降では、県内6番目の受賞となるものであります。

表彰式は、天皇皇后両陛下の御親臨を仰ぎ、内閣総理大臣関係閣僚ご列席のもと執り行われまして、私が町を代表し野田総務大臣より栄えある賞を受領してまいりました。

この賞は、先人のたゆまぬ努力により大切に育まれてきた地域の資源を、その時代を生きる人々が英知を結集し、創意工夫をし、有機的に結びつけることで、他の山村には見られない独創的なまちづくりを切り開いてきた努力の積み重ねの賜物であると思っております。これまでの町民の皆さまのご尽力に心より深く感謝するものであります。

今後におきましても、このたびの受賞を契機といたしまして、町民の皆さまとともに協創のまちづくりを推し進めるとともに、なお一層、一步先行く山村の先駆的モデルを目指し、果敢に挑戦し続けてまいりたいと思っております。

以上、ご報告申し上げますが、今次会議には、報告1件のほか、一般会計補正予算など6議案をご提案申し上げますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（中崎和久君）

これで、行政報告を終わります。

次に、日程第4、報告第16号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第16号をご説明申し上げます。

議案集を1枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてでございます。

この補正予算は、衆議院の解散を受けて、去る10月22日に行われた第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙執行経費を予算措置する必要が生じたことから、地方自治法及び議会総合条例の規定に基づき、専決処分により対応させていただきましたので、同法の規定により、ご報告申し上げます。

内容でございますが、専決処分書をお願いいたします。一般会計補正予算（第3号）でございます。

1ページですが、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ10,297,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,916,567,000円としたものでございます。

7ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳出の主な内容でございますが、2款、総務費、4項、選挙費、3目、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の1、衆議院議員総選挙等執行経費に6,997,000円を計上し、うち、1節、報酬は、投開票管理者、立会人の報酬で、以下7節の賃金から、次ページ、8ページの18節、備品購入費まで、それぞれ事務経費を計上しているものでございます。

次の2、職員給与費は選挙準備事務、期日前投票及び当日の投開票事務等に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

6ページをお願いいたします。

これらの財源となる歳入でございますが、国政選挙は基本的に県を通じまして全額国から交付されますことから、14款、県支出金、3項、1目、5節、選挙費委託金に、歳出同額の10,297,000円を計上しているものでございます。

以上で、専決処分の報告に係る説明を終わらせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。

報告第16号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告について、質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第16号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてを、終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）から、日程第10、議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてまでの6議案を、一括議題としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第39号までの6議案を、一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

それでは、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、一般会計補正予算書（第4号）と議案資料1ページをご準備の方お願いいたします。

議案第34号、平成29年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正は、歳出では、障害者自立支援給付事業費、道路維持管理経費、小学校施設維持修繕事業費及び財政調整基金等積立金などを増額、歳入では、くずまき第二風力発電事業の実施に伴う収入として、用地貸付料、道路補修等補償金及び地域づくり振興寄付金の増額が主な内容でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ257,483,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,174,050,000円とするものでございます。

第2条が地方債の補正、第2表でご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

上の方の表は、先の9月定例会議で議決いただきました過疎計画の変更を受けて、学校給食センターの厨房機器購入費の財源として起債するものでございます。起債の限度額を6,200,000円とし、起債の方法、利率及び償還の方法は従前どおりでございます。

下の方の表は、起債の変更でございまして、雇用促進事業費につきましては、新規雇用を行う町内の事業所等を支援する事業でございしますが、今回、事業費の増額補正をお願いいたしますことから、また、下の学校施設環境整備事業につきましては、今回、葛小の大規模改修に係る設計費の計上をお願いしておりますことから、それぞれ財源とし、起債を充てるものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の主な内容でございますが、2款、1項、10目、基金管理費の1、財政調整基金等積立金174,800,000円でございます。くずまき第二風力発電事業の着手にあたって、

事業者でございます株式会社ジェイウィンドくずまき様からの寄附金及び道路補修等補償金を原資に積み立てるものでございます。

次のページの3款、民生費、1項、2目、心身障害者福祉費の20節、扶助費15,617,000円の増でございますが、利用者数や給付する各種サービス料が増えていること等による増でございます。

15ページをお願いいたします。

5款、労働費、1項、1目、労働諸費の2、雇用促進事業費10,000,000円の増でございますが、若年雇用分を中心に利用件数が増えていること等による増でございます。

一番下の行の8款、土木費、2項、2目、道路維持費、道路維持管理経費の、次のページをおめくりいただきまして、13節、委託料、道路施設定期点検業務7,000,000円でございますが、法により5年に一度の割合で義務づけられてございます道路施設定期点検業務を、当初の計画は来年度予定しておりましたが、国の交付金の交付実績等を踏まえ、トンネルに係る点検を前倒しで実施しようとするものでございます。

3目、道路新設改良費、2、道路改良事業費・茶屋場田子線、家屋調査業務4,000,000円の増でございますが、茶屋場田子線の全線改良に向けて、役場裏の町の車庫撤去にあたって、物件移転補償費算定業務を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

10款、教育費、2項、1目、学校管理費の2、小学校施設維持修繕事業費の12,000,000円は、葛小校舎の大規模改修のための実施設計を行うものでございます。

次に、これらの財源となる歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

13款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金の1節、障害者自立支援給付費等負担金7,808,000円の増及び14款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金の2節、障害者自立支援給付費等負担金3,904,000円の増は、先ほどの歳出、障害者自立支援給付事業に係る国、県からの補助金、合わせて4分の3の補助率でございます。

14款、県支出金、2項、1目、総務費県補助金の地域経営推進費5,390,000円でございますが、県の広域振興局から管内市町村の特色ある取り組みを支援するために交付されるもので、当町では4事業の申請が採択され、補助金交付が決定されたことによるものでございます。

次に、9ページでございますが、冒頭申し上げました、くずまき第二風力発電事業に関連しての歳入4項目でございます。

1点目が、一番上の行、15款、財産収入、1項、1目、財産貸付収入のくずまき第二風力発電施設用地貸付料24,692,000円でございます。貸付面積が施設整備用地ほか工事用地分を含め約13ヘクタール、貸付期間が工事施工期間を含め、最長23年間でありまして、この分の土地使用料を、相手方の希望を受けまして一括前払いで納付いただくことでの金額でございます。

2点目が、次の15款、2項、1目、不動産売払収入の立木売払収入3,846,000円でございますが、先ほどの土地等に係る立木につきまして、事業者が支障木として除去するため、町から購入した金額でございます。売却価格につきましては、公共工事等で使用します立木補償単価を用いて積算しているものでございます。

3点目が、次の16款、寄附金、1項、2目、総務費寄附金の地域づくり振興寄附金

40,800,000 円でございまして、事業者から事業推進にあたって町の協力に対する謝意と町の発展のために地域づくり振興基金に対し寄附する旨の申し出をいただいたことによるものでございます。

最後に、4点目が、次の19款、諸収入、4項、5目、雑入のうち、くずまき第二風力発電事業道路補修等補償金134,000,000円でございまして、相当数の工事車両が通行することにより損傷を受ける町道に對しまして、補修費用としての補償金でございます。

以上、4点合わせて総額203,000,000円ほどになるものでございます。

次に、20款、1項の町債でございますが、先ほどの地方債補正でご説明した内容でございます。いずれも過疎対策事業債を3事業合わせて30,700,000円増額するものでございます。

議案第34号につきましては以上でございまして、次に、議案第35号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、お願いいたします。

今回の補正は、一般被保険者の高額療養費の増額が主な内容でございます。

1ページの第1条、歳出予算の補正は歳出のみの補正で、歳入及び総額に変更はございません。

4ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細でございますが、実績見込みにより、一般被保険者に係る給付費を増額し、退職被保険者等に係る給付費及び予備費を減額し、所要額の調整を図るものでございます。

増額補正するものが、1段目の下の行の2款、保険給付費、1項、3目、一般被保険者療養費の負担金、療養費1,500,000円につきましては、1件当たりが高額の給付が発生したこと、次の2款、2項、1目、一般被保険者高額療養費の負担金、高額療養費19,000,000円は給付件数が増えていることが主な要因でございます。

次に、議案第36号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、お願いいたします。

今回の補正は、繰越金の計上のほか町整備型浄化槽の管理経費を一部増額するものでございます。

1ページの第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9,044,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ213,309,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、7款、繰越金、1項、1目、繰越金の純繰越金9,044,000円は、28年度会計の余剰金の繰り越しでございます。

7ページの歳出では、2款、施設管理費、1項、2目、町整備型浄化槽管理費の委託料、合わせて740,000円につきましては、消毒剤の補充、あるいは汚泥処理等に要する経費分を増額するものでございます。

補正関係は以上でございまして、次に条例等でございます。

再度、議案集をお願いいたします。

2枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。資料は3ページ、4ページでございます。

議案第 37 号、葛巻町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例でございます。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、委員の選任方法が、公選制が廃止され、議会の同意を前提とした市町村長の選任制に改められ、その定数は条例で定めることとされているところでございます。

さらに、農業委員会は農地利用の最適化を推進するために、担当区域等を定め、現場活動を中心に行う農地利用最適化推進委員の設置を新たに義務づけられたところでございます。この定数につきましても条例で定めることとされておりますことから、これらの法改正を受けましての条例改正でございます。

まず、条例名を、選挙による委員の定数条例から、委員等の定数に関する条例に改め、第 1 条の趣旨におきましても、この条例は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものである旨改正してございます。

第 2 条、第 3 条では定数を定め、国の指針や他市町村の状況等を踏まえ、新農業委員は、これまでの約半数となる 9 人、新設される農地利用最適化推進委員は 11 人とするものがございます。

附則でございますが、施行期日は新委員の任期が始まる平成 30 年 8 月 20 日からとするものがございます。

附則の第 3 項では、農地利用最適化推進委員の報酬を定めるため、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正するものがございます。

3 ページをお願いいたします。

表中、まず、報酬の形態を、月額で支給する基本報酬と年額で支給する成果報酬に区分いたします。改正前の報酬に相当する部分を基本報酬として、さらに農地利用最適化推進委員を加え、その額は 181,000 円といたします。

左側の年額の欄でございますが、農地利用集積等の活動及び成果の実績等に対しまして支給する成果報酬を新たに設けるものがございます。

成果報酬の額につきましては、予算の範囲内で町長が定める額としてございます。その理由でございますが、支給額が個々の実績に応じて異なりますことに加え、この報酬の財源は国からの交付金が充てられますが、その交付金も定額ではなく、個々の委員等の実績の積み上げをベースに市町村に配分されますことから、報酬額を事前に算定するには流動的、不確的要素が多く、一概に明示しがたい仕組みとなっております。このことから、このような形での規定としたものがございます。このため、支給額の算出にあたっては、国の算定基準等に沿って、詳細なルールを別に定めて運用するというものがございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

議案第 38 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、資料によりご説明申し上げます。資料の 5 ページをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、この条例の上位法でございます地方公務員の育児休業等に関する法律及び児童福祉法の一部改正が行われたことを受けまして、関係条文の整備を行うものがございます。

改正事項のポイントが3点ございまして、まず、1点が、非常勤職員の育児休業の再延長の項目でございますが、条例案中の条項としましては、第2条、2条の3、2条の4の関係になります。非常勤職員について、原則、子どもが1歳までである育児休業を、6カ月経過しても保育所に入れなど一定の要件を満たす場合に限って、さらに6カ月、つまり2歳までとなりますが、再延長することができるようにするというものでございます。

2点目が、養子縁組里親の法定化の項目ですが、改正条文は第2条の2の関係でございまして、児童福祉法の改正により、養子縁組里親の用語の定義が法定化されたことを受けましての条文整理でございます。

3点目が、特別な事情の追加の項目でございまして、本文改正条項としましては、第3条、4条、10条の関係でございますが、育児休業は1人の子どもに対して1回の取得及び育児休業の期間も、育児休業の延長も1回まで、また、小学校就学前までの子どもを養育するために勤務時間等を指定して短時間勤務できる制度がございまして、この制度は前回利用から1年経過しないと次の利用ができないというのが原則でございます。ただし、条例で定める特別な事情があるときは、その例外が認められておりまして、その要件のひとつに、保育所へ申請しているが入所できないでいる、いわゆる待機児童の状態の場合等を加えるというものでございます。

施行は、公布の日からとするものでございます。

条例関係は以上でございまして、次に、再度、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第39号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

本案件は、老朽化した通院バスを更新するため、マイクロバスを購入するものでございます。

仕様等はディーゼルエンジン29人乗り1台。契約金額が7,643,850円。契約の相手方が岩手トヨタ自動車株式会社。納期は平成30年2月1日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第34号から議案第39号までの6議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第34号から議案第39号までの6議案については、今会議中に審査を終え、12月8日の最終本会議で委員長報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第39号までの6議案については、12月8日の最終本会議で、委員長報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました、議案第 34 号から議案第 39 号までの 6 議案の審査については、12 月 5 日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でした。

(散会時刻 10時34分)